

令和4年2月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

令和4年2月15日 開会
同 日 閉会

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

令和4年2月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

令和4年2月15日（火）午後1時開議

○議事日程（第1号）

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期決定について
- 日程第4 議案第1号 和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第5 議案第2号 和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について）
- 日程第7 議案第3号 令和3年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第4号 令和3年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第5号 和歌山県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第6号 和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第7号 和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第8号 和歌山県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について
- 日程第13 議案第9号 令和4年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第14 議案第10号 令和4年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（27名）

2番	松本哲郎君	3番	黒原章至君
4番	南出昌彦君	5番	中西登志明君
6番	松本隆史君	7番	宮井章君
9番	船木孝明君	10番	田中宏幸君
11番	美野勝男君	12番	東芝弘明君
13番	山下晴夫君	14番	新谷英一郎君
15番	石橋千歌子君	16番	白岩昌和君
17番	森谷信哉君	18番	龍神初美君
19番	辻村昌宏君	21番	堀口晴生君
22番	原田覚君	23番	堀辰雄君
24番	西尾智朗君	25番	大石哲雄君
27番	曾根和仁君	28番	久原拓美君
29番	佃奈津代君	30番	前岡武津雄君
31番	長脊守君		

○説明のため出席した者

広域連合長	平木 哲朗 君	副広域連合長	真砂 充敏 君
副広域連合長	中山 正隆 君	副広域連合長	岡本 章 君
事務局長	青山 泰尚 君	総務課長	山崎 希恵 君
業務課長	村田 宗紀 君	総務課長	坂口 俊仁 君
総務課長	中村 昌弘 君	業務課長	田井 景子 君
業務課長	上西 公次 君	業務課長	江里 雅夫 君

○職務のため出席した者

書記長	三栖 隆成	書記	楠 千弥
-----	-------	----	------

午後1時00分 開議

○議長 ただいまから令和4年2月15日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付しているとおりになります。

日程に入る前に先立ちまして、ご報告申し上げます。既にご承知のとおり、副広域連合長を務めておられた寺本光嘉前紀美野町長が、去る令和3年8月2日にご逝去されました。誠に痛惜に堪えない次第であります。寺本光嘉前紀美野町長におかれましては、平成30年2月から副広域連合長を務められ、リーダーシップを発揮し、同時に周りの人たちに対して深い思いやりや気配りなど、細やかな人情を持って和歌山県後期高齢者医療広域連合及び当議会の運営に多大なご尽力を賜り、その重責を果たされました。惜別の情は尽きませんが、ここにそのご功績を称えるとともに、謹んで哀悼の意を表すため、30秒間の黙禱をささげたいと存じます。議場におられます皆様、恐れ入りますが、お立ちになれる方はご起立をお願いします。黙禱。

[黙禱(30秒)]

○議長 黙禱を終わります。ご着席ください。

次に、閉会中における議員の辞職許可及び離職についてご報告します。有田市の成川満議員、広川町の堀川秀幸議員、北山村の藪本英明議員から、当議会議員を辞職したい旨の願出がありましたので、地方自治法126条の規定により、これを許可いたしました。また、紀の川市の室谷伊則議員、高野町の所順子議員、有田川町の森谷信哉議員、印南町の堀口晴生議員、太地町の花村計議員は、選挙母体であります各市町におきまして、任期満了等により離職されております。ここに、改めまして、当議会に多大なるご尽力をいただきました議員皆様方に対し感謝を申し上げ、ご報告とさせていただきます。

次に、新たに当議会議員に選出されました議員の仮議席の指定を行います。このほど、新しく当議会議員に、有田市の中西登志明君、紀の川市の船木孝明君、高野町の新谷英一郎君、有田川町の森谷信哉君、広川町の白岩昌和君、印南町の堀口晴生君、太地町の久原拓美君、北山村の前岡武津雄君が選出されました。仮議席は、ただいまご着席の議席と指定します。

次に、広域連合長から招集の挨拶のため発言を求められていますので、これを許可します。広域連合長、平木哲朗君。

[広域連合長 平木哲朗君 登壇]

○連合長 皆さん、こんにちは。広域連合長を務めております橋本市長の平木でございます。開会に当たりまして、議長にお許しをいただき、一言ご挨拶を申し上げます。本日ここに、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用の中、また、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置の期間中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。また、平素から、当広域連合の運営に格別のご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

2年前から流行が続く新型コロナウイルス感染症は、昨年10月中旬以降、落ち着いた状況でしたが、感染力が高い新たなオミクロン株の出現で、年始から全国的に感染拡大し、混乱が続いています。改めて基本的な感染対策を徹底して、後期高齢者医療業務を滞りなく遂行してまいります。

さて、平成20年4月から始まった後期高齢者医療制度も令和4年度で15年目の節目を迎えますが、後期高齢者を取り巻く環境が変化しようとしています。令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始めることから、現役世代の負担を減らして世代間の公平性を保ち、国民皆保険を未来につなぐため、令和4年10月1日から、一定以上の所得がある75歳以上の高齢者の医療費について、窓口負担割合が2割となります。当広域連合としましても、施行期日に向けて円滑に移行できるよう、被保険者や医療関係者への丁寧な周知・広報を国に要望するとともに、見直しの内容について周知を図りたいと考えています。また、コロナ禍の影響により外出自粛が長引き、高齢者の心身に及ぼす影響が懸念される所です。令和4年度では11市町が高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組む予定であり、高齢者の心身の多様な課題への対応やきめ細かい支援について、より一層推進してまいります。さらなる構成市町村との連携の下、県及び関係機関との協力や連携を図り、医療費の適正化や保健事業に積極的に取り組み、安定的な業務運営に努めてまいります。

本定例会におきましては、専決処分の承認のほか、令和3年度一般会計及び特別会計補正予算、令和4年度からの第8期の保険料改定に伴う条例改正、第4次広域計画の策定、令和4年度一般会計及び特別会計予算などの諸議案を上程しております。議員の皆様におかれましては、慎重審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げ、定例会招集のご挨拶といたします。

○議長 日程第1、「議席の指定」を行います。今回新たに広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定します。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において、21番堀口晴生君及び31番長脊守君を指名します。

次に、日程第3、「会期決定について」を議題とします。お諮りします。本定例会の会期を本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

次に、諸般の報告をさせます。

○書記長 ご報告いたします。令和4年2月1日付、和広第486号をもって、和歌山県後期高齢者医療広域連合長から、本日招集の当議会定例会に提出する議案が送付されております。

次に、令和3年9月27日付、和広監第8号をもって、財務監査の結果に関する報告が参っており、令和3年8月23日付、和広監第6号、同年9月17日付、和広監第7号、同年10

月20日付、和広監第9号、同年11月15日付、和広監第10号、同年12月23日付、和広監第11号、令和4年1月19日付、和広監第12号をもって、例月出納検査の結果に関する報告が、それぞれ監査委員から参っております。写しはお手元に配付いたしております。以上でございます。

○議長 次に、日程第4、議案第1号及び日程第5、議案第2号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」の2件を一括議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、平木哲朗君。

〔広域連合長 平木哲朗君 登壇〕

○連合長 それでは、議案第1号及び第2号の概要について、一括してご説明申し上げます。議案第1号及び第2号は、「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」です。副広域連合長につきましては、広域連合規約第11条第1項に3人と定められ、第12条第4項には、関係市町村の長のうちから、これを選任すると規定されております。

副広域連合長は、3人のうち、前紀美野町長、寺本光嘉氏が令和3年8月2日にご逝去され、また、有田川町長の中山正隆氏が本年2月4日で任期満了となり、現在1人となっております。よって、議案第1号において、引き続き有田川町長の中山正隆氏を、また、議案第2号において、新たに現和歌山県町村会の会長でいらっしゃいます九度山町長の岡本章氏を副広域連合長に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものです。何とぞご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長 以上で提案理由の説明は終わりました。ただいま議題となっている2件のうち、まず、日程第4、議案第1号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」の質疑、採決を行います。質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑は終了します。

これより、議案第1号を採決します。本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第5、議案第2号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」の質疑、採決を行います。質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより、議案第2号を採決します。本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり同意することに

決しました。

ただいま選任同意されました中山正隆副広域連合長、岡本章副広域連合長が本日の会議に出席します。

〔副広域連合長 中山正隆君・岡本 章君 入場・着席〕

○議長 中山正隆副広域連合長から就任挨拶の申出がありますので、これを許可します。副広域連合長、中山正隆君。

〔副広域連合長 中山正隆君 登壇〕

○中山副広域連合長 それでは、議長の許可をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。ただいま副広域連合長の選任に当たりましてご同意いただきまして、心からお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。大変微力ではございますけれども、平木連合長の補佐をして後期高齢者医療制度の円滑な運営に誠心誠意努めてまいりたいと思います。どうか、議員の皆さん、従前どおりご協力、ご支援いただきますことを重ねてお願いして、簡単ですけどもご挨拶に代えたいと思います。ありがとうございました。

○議長 次に、岡本章副広域連合長から就任挨拶の申出がありますので、これを許可します。副広域連合長、岡本章君。

〔副広域連合長 岡本 章君 登壇〕

○岡本副広域連合長 九度山町長の岡本でございます。議長のお許しをいただきまして、就任に当たり、ご挨拶をさせていただきます。このたびは副広域連合長の選任にご同意を賜り、誠にありがとうございます。後期高齢者医療制度の安定的な運営を図っていくため、平木広域連合長の下、制度の健全で円滑な運営と被保険者の健康を守るため、職務を全うする所存でございます。議員の皆様方におかれましては、何とぞご協力を賜りますようお願いを申し上げます。極めて簡単ではございますが、就任に当たっての挨拶とさせていただきます。

○議長 次に、日程第6、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について）」から日程第14、議案第10号「令和4年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」までの9件を一括議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、平木哲朗君。

〔広域連合長 平木哲朗君 登壇〕

○連合長 それでは、承認第1号から議案第10号までにつきまして、その概要を一括してご説明申し上げます。

承認第1号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」は、人事院勧告を踏まえた期末手当の改正です。

次に、議案第3号及び議案第4号につきましては、令和3年度補正予算関係です。一般会計におきまして2,602万2,000円を減額補正し、特別会計におきまして1億5,488万2,000

円を減額補正するものです。

続きまして、条例改正です。議案第5号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」は、行政事務の効率化及び合理化を図るため、所要の改正を行うものです。

議案第6号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は、育児と仕事の両立支援のため、所要の改正を行うものです。

議案第7号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」は、令和4年度及び令和5年度の保険料率改定、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第8号「和歌山県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について」は、地方自治法第291条の7の規定に基づき、第3次広域計画に続いて、新たに5年間の期間を定めて第4次広域計画を策定するものです。

議案第9号及び議案第10号は、令和4年度当初予算関係です。令和4年度の予算総額は、一般会計で2億3,961万8,000円、特別会計で1,544億6,670万1,000円です。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては事務局長から説明させていただきますので、議員の皆様におかれましては、慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長 次に、当局から補足説明のための発言の申出がありますので、これを許可します。事務局長、青山泰尚君。

〔事務局長 青山泰尚君 登壇〕

○事務局長 事務局長の青山でございます。それでは補足説明をさせていただきます。初めに、議案書の1ページをお開き願います。承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」は、「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年11月26日に専決処分したもので、同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告し、承認をお願いするものです。本条例につきましては、令和3年8月10日の人事院勧告を踏まえ、所要の改正を専決処分したものです。内容につきましては新旧対照表にてご説明いたします。3ページをお開き願います。第1条関係は、第21条第2項の期末手当の支給率を、12月期に100分の112.5に改正するものです。4ページをお開き願います。第2条関係は、第1条関係で改正した第21条第2項の期末手当の支給率を、6月期・12月期とも100分の120に改正するものです。第1条関係の改正につきましては、令和3年11月26日から施行し、第2条関係の改正につきましては、令和4年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案第3号及び第4号の「令和3年度補正予算第2号関係」についてご説明いたします。10ページをお開き願います。議案第3号「令和3年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」は、歳入歳出それぞれ2,602万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を2億5,260万9,000円とするものです。補正の款項の区分ごとの金額につきましては、11ページの第1表、歳入歳出予算補正に計上しておりますが、予算の内容につきましては事項別明細書に沿って目ごとにご説明いたします。

13ページをお開き願います。歳入におきまして、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金1,323万8,000円の減額は、今回の歳出補正事務費分の減額により、市町村からの事務費分賦金を減額するものです。

第2款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目調整交付金は、会計年度任用職員の保健師について、令和4年1月から雇用しましたが、雇用できなかった令和3年4月から令和3年12月分の人件費等に係る経費に対する特別調整交付金278万4,000円を減額するものです。

第4款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金は、決算見込みに伴い、特別会計の事務費分賦金抑制財源としての財政調整基金の取崩しが不要となったため、1,000万円を減額するものです。

14ページをお開き願います。次に、歳出におきまして、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費1,602万2,000円の減額は、令和3年度会計における支出額確定及び決算見込みに伴うものです。

15ページをご覧ください。第4款諸支出金、第1項、第1目特別会計繰出金1,000万円の減額は、特別会計の決算見込みにより、特別会計への繰出金を不要とするものです。

なお、補正予算給与費明細書につきましては、16ページ、17ページをご参照願います。

続きまして、19ページをお開き願います。議案第4号「令和3年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出それぞれ1億5,488万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を1,584億710万5,000円とするものです。

補正の款項の区分ごとの金額につきましては、20ページ及び21ページの第1表、歳入歳出予算補正に計上しておりますが、その内容につきましては事項別明細書に沿って目ごとにご説明いたします。

23ページをお開き願います。歳入におきまして、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金796万5,000円の減額となります。内訳としまして、保険料等負担金は収納見込みにより1億698万5,000円を増額、保険基盤安定制度負担金は保険料軽減額確定により1億1,495万円を減額するものです。

第2款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目健康診査事業費補助金1,150万6,000円の減額は、健康診査受診者の見込み数の減によるものです。第3目調整交付金9,684万1,000円の減額は、マイナンバーカード取得促進に係る経費や2割負担制度改正のリーフレットに係る経費の減額等により、特別調整交付金を減額するものです。第4目災害等臨時特例補助金446万5,000円の新規計上は、新型コロナウイルスに係る保険料減免分の補填によるものです。第5目社会保障・税番号制度システム整備費等補助金148万9,000円の新規計上は、マイナンバーカード周知広報用リーフレット作成に係る経費の補填によるものです。

24ページをお開き願います。第5款、第1項共同事業交付金、第1目特別高額医療費共同事業交付金264万1,000円の減額は、決算見込みによるものです。

第7款、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金1,000万円の減額は、歳出予算計上額のうち、事務費分に係る財源調整として、後期高齢者医療財政調整基金からの繰入れを減額す

るものです。第2目基金繰入金3,188万3,000円の減額は、歳出予算計上額のうち、保険料分に係る財源調整として、後期高齢者医療給付費準備基金からの繰入れを減額するものです。

25ページをご覧ください。歳出におきまして、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費9,010万2,000円の減額は、令和3年度会計における支出額確定及び決算見込みに伴うものです。減額の主なものは、通信運搬費7,128万4,000円の減額によるものです。

第3款、第1項、第1目特別高額医療費共同事業拠出金は、決算見込みに伴い1,075万1,000円を増額するものです。

26ページをお開き願います。第4款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費6,174万8,000円の減額は決算見込みに伴うものです。減額の主なものは、健康診査委託料4,771万2,000円の減額で、健康診査受診者見込み数の減によるものです。第2目その他保健事業費1,705万7,000円の減額は、主に決算見込みに伴う保健と介護一体化委託料の減額によるものです。

第7款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金は、決算見込みに伴い300万円増額するものです。

27ページをご覧ください。第8款、第1項、第1目予備費は、歳出予算計上額のうち、事務費分に係る財源調整として27万4,000円を増額するものです。補正予算第2号の説明は以上です。

続きまして、条例改正関係となります。28ページをお開き願います。議案第5号は、「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」です。本条例につきましては、行政手続の簡素化、行政事務の効率化及び合理化を図るため、所要の改正を行うものです。内容につきましては新旧対照表にてご説明いたします。30ページをお開き願います。第2条第1項で、職員のサービスの宣誓における対面による署名を不要とし、宣誓書の提出によることとし、同条第2項で風水害等緊急事態におけるサービスの宣誓について定め、また、別記様式の押印欄を削除するものです。これらの改正は、公布の日から施行するものです。

続きまして、31ページをご覧ください。議案第6号は、「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてです。本条例につきましては、令和3年8月10日の人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出に伴い、地方公共団体の職員の勤務時間・休暇その他勤務条件については、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められているため、所要の改正を行うものです。内容につきましては新旧対照表にてご説明いたします。33ページをお開き願います。第2条の非常勤職員の育児休業と、34ページをお開き願いまして、第18条の非常勤職員の部分休業につきましては、それぞれ取得要件を緩和するもので、22条は、妊娠・出産等を申し出た職員に育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認を行うもので、第23条は、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講ずるものです。これらの改正は、令和4年4月1日から施行するもの

です。

続きまして、36ページをお開き願います。議案第7号は、「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」です。本条例につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項の規定に基づき、令和4年度及び令和5年度の保険料を定めるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う賦課限度額の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。内容につきましては新旧対照表でご説明いたします。38ページをお開き願います。令和4年度及び令和5年度に係る保険料率の改定ですが、第8条は所得割率を100分の9.51から100分の9.33に、第9条は均等割額を5万304円から5万317円に改めるものです。次に、第12条は、賦課限度額を64万円から66万円に改めるものです。これらの改正の施行期日は、令和4年4月1日となります。

続きまして、39ページをご覧ください。議案第8号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について」は、地方自治法第291条の7の規定により策定するものです。42ページをお開き願います。今回策定する第4次広域計画につきましては、第3次広域計画の計画期間の終了を迎えることから、後期高齢者医療制度を取り巻く課題に対し、引き続き市町村と緊密に連携・協力しながら後期高齢者医療制度の安定的な運営を行っていくため、新たに令和4年度からの5年計画とするものです。43ページをご覧ください。計画の内容は、第3次計画を基本的に踏襲しており、基本方針を引き継ぎ、基本政策につきましては項目の整理を行っています。45ページをお開き願います。制度運営に必要な事務につきましては、広域連合と関係市町村が相互に連携を図りながら、適正かつ効率的に進めるための役割分担を明記しております。46ページをお開き願います。広域計画の期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

続きまして、議案第9号、第10号「令和4年度当初予算関係」についてご説明します。48ページをお開き願います。議案第9号は、「令和4年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」です。歳入歳出予算の総額を、それぞれ2億3,961万8,000円と定めるとともに、一時借入金の最高額を2,000万円と定めるものです。

款項の区分ごとの金額につきましては、49ページ及び50ページの第1表、歳入歳出予算に計上しておりますが、その内容につきましては事項別明細書に沿ってご説明いたします。

51ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書1、総括です。予算の概略につきましては、歳入合計は前年度と比較して2,628万8,000円の増額となります。歳出合計も同じく、前年度と比較して歳入と同額の2,628万8,000円の増額となっております。増額の主な要因は、財政調整基金繰入金において、前年度と比較して3,133万3,000円の増額となります。それでは、予算内容の主なものについて目ごとにご説明いたします。

52ページをお開き願います。歳入におきまして、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金1億7,942万9,000円は、広域連合事務局派遣職員等の人件費及び一般事務経費を構成市町村に負担していただくものです。

第2款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目調整交付金380万7,000円は、会計年度任

用職員の保健師1名の経費について、長寿・健康増進事業に係る特別調整交付金を受入れするものです。

第4款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金5,633万3,000円は、一般会計及び特別会計の事務費分賦金抑制財源として、財政調整基金を取り崩し一般会計に繰入れするものです。

54ページをお開き願います。歳出におきまして、第1款、第1項、第1目議会費275万3,000円は、広域連合議会の運営に要する諸経費です。

55ページをご覧願います。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費1億9,605万7,000円は、派遣職員等の人件費及び事務局の運営に要する諸経費となります。なお、特別職及び一般職の給与費明細書につきましては61ページから62ページまでをご参照願います。恐れ入りますが、お戻りいただき、55ページをお開き願います。一般管理費の主なものをご説明いたします。第1節報酬1,205万1,000円のうち、1,175万7,000円は会計年度任用職員5名の報酬となります。57ページをお開き願います。第12節委託料532万8,000円は、事務職員用の電子計算機システムの運用委託、広域連合の例規集管理システムの運用委託、公会計財務書類作成委託などの費用となります。第13節使用料及び賃借料2,725万5,000円は、職員用住宅、事務所の借り上げ、58ページをお開き願いまして、電子機器付属器具借料等に係る費用となります。第18節負担金補助及び交付金1億3,158万2,000円は、派遣職員給与等負担金などに係る費用となります。

60ページをお開き願います。第4款諸支出金、第1項、第1目特別会計繰出金4,000万円は、特別会計の事務費分賦金抑制財源として、一般会計で繰り入れした財政調整基金を特別会計へ繰り出すものとなります。一般会計当初予算の説明は以上となります。

続きまして、64ページをお開き願います。議案第10号「令和4年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」です。歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,544億6,670万1,000円と定めるとともに、一時借入金の借入れの最高額を100億円と定めるものです。また、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、保険給付の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内での各項間の予算の流用を定めるものです。款項の区分ごとの金額につきましては、65ページから68ページの第1表、歳入歳出予算に計上しておりますが、その内容につきましては事項別明細書に沿ってご説明いたします。

69ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書1、総括となります。予算の概略につきましては、歳入は、前年度と比較いたしまして29億290万1,000円の増額となります。増額の主な要因は、被保険者数の増加に伴う保険給付費の増加により、第1款分担金及び負担金、第2款国庫支出金及び第4款支払基金交付金の定率負担金等が増加したこと、また、事務費分賦金と保険料率上昇抑制財源としての第7款繰入金が増加したことによるものです。70ページをお開き願います。歳出は、前年度と比較して、歳入と同額の29億290万1,000円の増額となっています。増額の主な要因は、第2款保険給付費が被保険者数の増加により27億8,046万5,000円の増額となったことによるものです。

続きまして、予算内容の主なものにつきましてご説明いたします。71ページをご覧願

ます。歳入におきまして、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金274億9,415万4,000円は、一般事務経費の負担分である事務費分賦金として4億9,597万8,000円、市町村が徴収する保険料である保険料等負担金として110億9,283万8,000円、医療費に係る市町村の法定負担分である療養給付費負担金として122億7,114万4,000円、均等割保険料の軽減に対する財源補填分である保険基盤安定制度負担金として36億3,419万4,000円を、それぞれ構成市町村に負担していただくものです。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金368億1,343万4,000円は、医療費に係る国の法定負担分で、第2目高額医療費負担金7億9,123万4,000円は、レセプト1件当たり80万円を超える高額な医療費につきまして、その80万円を超える額のうち保険料相当分の4分の1を国が負担するものです。72ページをお開き願います。第2項国庫補助金、第1目健康診査事業費補助金7,155万3,000円は、健康診査事業に対して交付を受けるものです。第2目特別高額医療費共同事業費補助金951万9,000円は、特別高額医療費共同事業への拠出金に対する補助金です。第3目調整交付金139億8,038万9,000円は、広域連合間における被保険者の所得格差の不均衡是正を図る目的で交付を受ける普通調整交付金、保健事業を充実させるため等に交付を受ける特別調整交付金です。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目療養給付費負担金122億7,114万4,000円は、医療費に係る県の法定負担分で、第2目高額医療費負担金7億9,123万4,000円は、レセプト1件当たり80万円を超える高額な医療費について、その80万円を超える額のうち保険料相当分の4分の1を県が負担するものです。73ページをご覧ください。第2項財政安定化基金支出金、第1目財政安定化基金交付金は、和歌山県から財政安定化基金の交付を受けないため項を廃止するものです。

第4款、第1項支払基金交付金、第1目後期高齢者交付金607億1,002万9,000円は、現役世代からの保険給付に係る支援金となります。

第5款、第1項共同事業交付金、第1目特別高額医療費共同事業交付金5,228万3,000円は、著しく高額な医療費を全国の広域連合で共同負担し、広域連合の財政負担を軽減させるために交付されるものです。

74ページをお開き願います。第7款、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金4,000万円は、歳出の総務費、一般管理費に係る事務費分賦金抑制財源として取り崩す財政調整基金を一般会計を通じて繰り入れるものです。第2目基金繰入金12億2,247万9,000円は、保険料率上昇抑制として令和4年度に必要な財源を後期高齢者医療給付費準備基金から繰り入れるものです。

75ページをご覧ください。第9款諸収入、第3項雑入、第1目第三者納付金2億1,235万7,000円は、交通事故等における保険給付について、過失割合に応じて加害者から納付していただくものです。第2目返納金686万円は、不正不当利得の返納金となります。

76ページをお開き願います。歳入におきまして、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費6億6,412万7,000円は、被保険者の資格管理や保険給付の管理等、後期高齢者医療事務の執行に要する諸経費となります。78ページをお開き願います。第2項、第

1 目賦課徴収費38万2,000円は、被用者保険の被扶養者であった方の情報突合等に要する諸経費となります。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目療養給付費1,491億8,400万円は、医科、歯科、調剤、入院時食事・生活療養費及び訪問看護に係る保険給付となります。第2目療養費17億1,500万円は、一般診療、補装具、柔道整復、鍼灸、あんま・マッサージ等に係る保険給付となります。第3目審査支払手数料3億4,067万9,000円は、レセプトの審査及び医療機関等への支払い業務の委託に伴う手数料となります。第2項高額療養諸費、第1目高額療養費12億6,400万円は、医療費の支払いが高額となり、一定の基準を超えた場合に支給する保険給付で、第2目高額介護合算療養費2億3,000万円は、1年間の医療費と介護サービス費用の自己負担額の合算額が一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付となります。79ページをご覧ください。第3項葬祭諸費、第1目葬祭費3億381万円は、被保険者の死亡に伴う定額3万円の保険給付で、第2目傷病手当金60万円は、新型コロナウイルス感染症の感染等により就労することができず、給与を受けられない場合に支給するものです。第4項、第1目その他医療費50万円は、災害で被災された方等の一部負担金等減免給付金です。

第3款、第1項、第1目特別高額医療費共同事業拠出金7,735万8,000円は、著しく高額な医療費に全国の広域連合が共同で取り組む事業に拠出するものです。また、その事務費として、第2目特別高額医療費共同事業事務費拠出金8万円を計上するものです。

80ページをお開き願います。第4款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費4億6,180万9,000円は、健康意識の高揚を図るために要する諸経費として医科・歯科健診や人間ドックに要する経費を計上するものです。第2目その他保健事業費1億9,122万9,000円は、被保険者の健康の保持増進のために要する費用として、重複・頻回受診等への相談指導や保健と介護一体化に要する経費等を計上するものです。

82ページをお開き願います。第7款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金1,000万円は、過年度分保険料についての過誤納に伴う還付金として市町村に交付するものです。第2目還付加算金10万円は、過年度分保険料の還付に伴う加算金として市町村に交付するものです。以上で補足説明を終わります。

○議長 以上で提案理由の説明は終わりました。ここで、しばらく休憩いたします。再開は14時15分といたします。

午後2時02分 休憩

午後2時15分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま議題となっている9件のうち、まず、日程第6、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について）」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、東芝弘明君。

〔東芝弘明君 登壇〕

○東芝議員 2点質問をさせていただきます。1つは、国は人事院勧告実施を令和4年6月まで延期しました。広域連合がこれに合わさなかった理由は何なのか、ご説明ください。ここ二十数年間、国民の賃金は下がり続けています。日本は先進国の中で唯一、給与の伸びない国になり、経済成長しない国、国際競争力を低下させた国になりました。日本再生のためには働く労働者の賃金を引き上げる必要があるのではないかとということです。1点目は事務局長に答弁いただいて、2点目は広域連合長に答弁をお願いいたします。以上です。

○議長 当局より答弁を願います。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、平木哲朗君。

〔広域連合長 平木哲朗君 登壇〕

○連合長 まず、私のほうから、12番、東芝議員の質疑の2点目、日本再生のために労働者の賃金を引き上げる必要があるのではないかについてお答えします。賃金引上げにつきましては、令和3年12月24日に閣議決定されました令和4年度税制改正大綱において積極的な賃上げ等を促すための措置を盛り込まれており、また、岸田首相も経済界に3%の賃上げを要請しているように、国において取り組まれるべきものと考えています。必要性は大変よく分かるんですけども、やはりこれは国が主導してやっていただくことが必要かなと思います。

○連合長 議長、番外。

○議長 事務局長、青山泰尚君。

〔事務局長 青山泰尚君 登壇〕

○事務局長 続きまして、私から、1点目、国は人勧実施を令和4年6月まで延期したが、これに合わさなかった理由は何かについてお答えします。和歌山県、県下各市及び近畿の各後期高齢者医療広域連合の状況を踏まえまして令和3年12月に実施したものです。以上です。

○議長 再質疑ありませんか。

○東芝議員 議長、12番。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 重ねて広域連合長にお尋ねします。各市町村の給料表というのは自治体によって違うと思うんですけども、人事院勧告の仕組みの外でそれぞれの自治体において公務員の給料を給料表も含めて引き上げるといっても考えられると思うんですが、その点はいかがですか。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、平木哲朗君。

○連合長 ただいまの質問にお答えをします。人事院勧告により国家公務員の給与が改

定され、地方団体においても趣旨に添うように要請されています。給与、ボーナス等の支給状況を反映したものであり、民間が下がっている中、広域連合だけが下げないということは国民の理解が得られないと思います。当広域連合の給与等は構成市町村の事務費分賦金を財源としており、構成市町村の理解が得られるものでなければならぬと考えておりまして、現実に30市町村においても人事院勧告については進められておりますし、一部事務組合、広域組合においても人事院勧告というのに従うような体制も取っておりますので、これについては国の指導に従っていくことが必要かなと思います。民間賃金に影響を与える、人勤を例えばやらなかったから民間の給与が上がるということはちょっと考えられないのではないかと思います。私もサラリーマンしていましたが、会社には会社の給料表があって、私自身サラリーマンやっているときは公務員の給料なんて知る由もありませんでしたから、それはなかなかつながらない。公務員の給与が上がれば上がるほど一般市民の方から批判を受けるのではないかなというふうにも思います。先ほど答弁しましたように、賃上げについては国のほうでしっかりと対応していただくということが必要ではないかと思います。

○議長 再々質疑ございませんか。

○東芝議員 ないです。

○議長 以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。12番、東芝弘明君。

○東芝議員 承認第1号、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。今回の人事院勧告は期末手当を0.15か月減額するものです。しかし、昨年8月に行われた人事院勧告は、コロナ禍の影響を受けて民間のボーナスが下がったことを理由にして国家公務員の期末手当を下げたものです。今回の減額は、国民全体に苦しみを押しつけるものであり、エッセンシャルワーカーと呼ばれる公務員の期末手当をコロナ禍の中で減額することには反対します。こういう状況下で人事院勧告を行うこと自体、国の責任が問われるものです。日本国憲法は、第28条で、労働者の団結権、団体交渉権、ストライキなどの団体行動権を保障していますが、公務員にはこの権利を認めていません。労働三権を認めない代わりに、公務員の給与を民間に合わせて引き上げるために人事院勧告制度がつけられました。しかし、この制度本来の趣旨を忘れ、民間の労働者の賃金が減ることに合わせて人事院勧告が行われるようになり、労働者の給与の削減が繰り返されてきました。20年以上、日本の労働者の賃金は下がり続け、日本は先進国の中で唯一、賃金の上がない国、国際競争力を失った国、GDPの伸びない国となり、先進国から転落しつつあります。日本の賃金が下がり続けている問題の要因は人事院勧告にあると言わなければなりません。後期高齢者医療広域連合の場合、一般の職員は自治体からの派遣であり、各自治体で人事院勧告に基づく期末手当の減額がなされています。したがって、本連合の人事院勧告は、会計年度任用職員の期末手当と派遣職員の地域手当に関わる分に影響するものになっています。会計年度任用職員は1年雇用の職

員であり、年度の途中で人事院勧告を期末手当に反映させることは、当初の契約を変更するもので、不合理だと言わなければなりません。人事院勧告に対し、各自治体は自主的な権限を有しています。国は昨年8月の人事院勧告の実施を今年6月に延期しました。しかし、和歌山県の人事委員会は12月からの実施を判断しました。これに対し、県内でも橋本市など幾つかの自治体は昨年12月からの実施を行いませんでした。実施を遅らせる判断も、会計年度任用職員に適用するかどうかの判断も、権限は地方自治体にあります。

権限を有する物事に対して自主的に判断すべきです。ここにこそ地方自治の精神があることを述べて、反対討論を終わります。

○議長 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論は終結します。

これより、承認第1号を採決します。本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立多数であります。よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、議案第3号「令和3年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、東芝弘明君。

〔東芝弘明君 登壇〕

○東芝議員 議案書の14ページです。1点お尋ねします。歳入のところで事務費分賦金のことですが、人勸の影響は幾らなのかご説明ください。

○議長 当局より答弁を願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、青山泰尚君。

〔事務局長 青山泰尚君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員の議案第3号「令和3年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」についての質疑にお答えします。事務費分賦金、人勸の影響額は幾らかについてです。会計年度任用職員4人分と派遣職員7人の地域手当に係る分で、合計12万5,891円の減額になります。以上です。

○議長 再質疑ありませんか。

○東芝議員 ないです。

○議長 以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第3号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第8、議案第4号「令和3年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。12番、東芝弘明君。

〔東芝弘明君 登壇〕

○東芝議員 4点お尋ねします。1つは、23ページのところですけれども、現年度分保険料にも関わって、コロナによる保険料の減免の総額をお示しいただきたいのと、その内容をご説明いただきたいと思います。

それと、同じく23ページの過年度分保険料が予定した予算よりも下がっていますが、なぜなのかご説明ください。

それと、26ページです、健康診査の関係ですけれども、令和3年度の実績見込み、それから減額の要因についてご説明いただきたいと思います。

それと、同じく26ページの保健と介護の一体事業について、委託料がどうして減額補正となったのかご説明ください。以上です。答弁はいずれも事務局長にお願いいたします。

○議長 当局より答弁を願います。事務局長、青山泰尚君。

〔事務局長 青山泰尚君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員の議案第4号「令和3年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）」について、4項目の質疑にお答えします。まず1点目、現年度分保険料にも関わって、コロナによる保険料減免の総額についてです。令和3年度は、減免件数が約100件、減免額が744万2,500円と見込んでおります。

次に2点目、過年度分保険料滞納状況が予定した予算よりも下がるのはなぜかについてです。過年度分の調定見込額が当初予算より減額となりますが、滞納繰越分の収納率を当初予算35.04%から39.03%の変更に見込んでおり、両方の理由により減額補正となります。

次に3点目、保健事業費、健康診査費、令和3年度の実績見込み、減額要因についてです。

実績見込みとして、医科健康診査受診者は3万20人、受診率18.6%、歯科健康診査受診者3,230人、受診率6.5%としています。減額要因につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響と考えています。

次に4点目、保健と介護の一体化事業、委託料がどうして減額補正となったのかについてです。計画していた団体は事業を開始していますが、日常生活圏域数が当初予算18か所から3か所減の15か所になったことや、実施期間の短縮によるものです。以上です。

○議長 再質疑ありませんか。

○東芝議員 議長、12番。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 1点だけお尋ねします。健康診査が、コロナの影響もあってということですが18.6%、歯科がさらにコロナの影響があつて6.5%と非常に低いんですけれども、この低い健康診査を引き上げるためにも集団健診が求められていると思いますが、こちらのほうも実施している自治体がまだまだ少ないということです。それでお尋ねしたいのは、集団健診を実施しようと思えば何が課題になってんのかということをご説明ください。

○議長 当局より答弁を願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、青山泰尚君。

○事務局長 すみません、自席で答弁させていただきます。12番、東芝議員の再質疑にお答えします。集団健診が実施されると健診率は向上する、各自治体で集団健診を実施しようと思えば何が課題となるのかについてです。集団健診を行う上での課題は、各自治体のマンパワー不足と健診センター等、委託業者の日程確保となります。集団健診を行う自治体が増えれば受診率の向上を見込むことができると考えております。以上です。

○議長 再々質疑ありませんか。

○東芝議員 ないです。

○議長 以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第4号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第9、議案第5号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第5号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第10、議案第6号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。12番、東芝弘明君。

〔東芝弘明君 登壇〕

○東芝議員 1点お尋ねします。会計年度任用職員という1年雇用の職員の場合、在任期間1年以上の要件を廃止すれば具体的にはどういうことが実現するのか、ご説明ください。事務局長に答弁をお願いします。

○議長 当局より答弁を願います。事務局長、青山泰尚君。

〔事務局長 青山泰尚君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員の議案第6号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑にお答えします。会計年度任用職員の場合、在職期間1年以上の要件を廃止すれば具体的には何が実現できるのかについてです。現行では、会計年度任用職員が1年間在職しないと育児休業や部分休業を取得できませんが、この要件を廃止することにより、採用当初から育児休業や部分休業を取得することができるようになります。以上でございます。

○議長 再質疑はありませんか。

○東芝議員 ないです。

○議長 以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第6号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第11、議案第7号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。12番、東芝弘明君。

〔東芝弘明君 登壇〕

○東芝議員 4点お尋ねします。1つは、県が管理している財政安定化基金の目的、制度の仕組みを改めてご紹介ください。

2つ目は、後期高齢者の負担率は、今年度は11.72%、この負担率というのはどのようにして決まるのかご説明をいただきたいと。昨年は11.41%だったということです。

それから3点目、令和5年度以降の被保険者の人数の見通しはどのような推計されているのか、ご説明をいただきたいと思います。

もう一点、今回の値下げのケースでいえば、最高限度額以外の被保険者は全て据置き、もしくは減額となるというふうに思いますが、いかがでしょうか。以上です。事務局長に答弁をお願いします。

○議長 当局より答弁を願います。事務局長、青山泰尚君。

〔事務局長 青山泰尚君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員の議案第7号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、4項目の質疑にお答えします。1点目、財政安定化基金の目的、制度の仕組みについてです。財政安定化基金は、後期高齢者医療の財政の安定的な運営を図ることを目的とし、和歌山県に設置されています。国・県・広域連合がそれぞれ3分の1ずつ負担して拠出し、給付費増や保険料収納率低下による財源不足、また、特例的に保険料率上昇抑制に対応するため、広域連合に貸付けまたは交付をされるものです。

続きまして2点目、後期高齢者負担率11.72%はどのようにして決まるのか、についてお答えします。後期高齢者負担率とは、給付費のうち後期高齢者の保険料で負担する割合です。現役世代の人口の減少に伴う現役世代1人当たりの負担の増加分を後期高齢者と現役世代とで折半して負担するため、その率については2年ごとに政令で定められることとなっております。

次に3点目、令和5年度以降被保険者の見通しについてです。被保険者数については、令和5年度が17万4,900人、令和6年度が18万2,000人、令和7年度が18万8,000人と見込んでおります。その後も被保険者数は令和36年度まで増加傾向が続くものと見込まれ、その後は減少すると考えております。

次に4点目、今回のケースでいえば最高限度額以外の被保険者は全て据置き、もしくは減額となるのかについてです。議員のお見込みのとおりです。以上でございます。

○議長 再質疑はありませんか。

○東芝議員 議長、12番。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 1つは財政安定化基金についてですけれども、現在、新たな積立てをしない、それから県のほうからは取崩しをしないという、こういう判断が出ているんですけれども、それはなぜかご説明ください。

それと、将来の被保険者の動向についても答弁いただきました、令和36年度まで増加の傾向を示すということで、将来大分心配だなというふうに思うんですけれども、広域連合長にお尋ねしたいのは、和歌山県の被保険者のうち50%が7割軽減の対象で、全体の被保険者の72.72%が保険料軽減の対象になっています。和歌山県の被保険者の所得は非常に低いということで、この低い被保険者の所得の中で、しかし2割負担も含めて負担を増やそうという意味が国の中で働いているというふうに思いますが、こういう状況をどう認識しているのかお答えをいただきたいのと、それからもう一点は、均等割という考え方についての広域連合長の考えをお示しいただきたいんです。均等割というのを続けていく限り、収入が全くない人にも保険料が全部かかってしまいます。この点について、広域連合長も政治家の一人ですから、国に対する意見も含めてご答弁をお願いします。

○議長 当局より答弁を求めます。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、平木哲朗君。

○連合長 まず1点目、和歌山県の被保険者のうち50%が7割軽減の対象で、全体の被保険者の72.72%が保険料軽減の対象になる、和歌山県の被保険者の所得は低い、被保険者の状況をどう認識しているかについてお答えをします。和歌山県における高齢者の所得状況については全国平均よりも低い状況となっております。広域連合としても低所得者の割合が高いということは十分認識をしています。11月に、全国広域連合協議会の会長と恵庭市長さんと、そして私で厚生労働省のほうに陳情に行っていました。懇談の中でも、地域の状況というのが様々で、やはり所得の低いところもありますので、その辺も十分考慮に入れて、今後、後期高齢者医療がしっかりと続けられるようにというような要望もしてまいっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、2点目の均等割という考え方についてですけれども、国民皆保険を維持していくということを考えれば、全ての被保険者の方に一定の負担をお願いするというのは必要かなというふうにも考えます。今後、また国会においても議論をされていくものと認識をしておりますので、国の動向も見ながら、あるいはまた、厚生労働省へ働きかけをするということも、考えていく必要があるのかなと思いますけど、これはあくまでも国の制度でありますので、その方向性をしっかりみながら、後期高齢者医療の充実に向けては、しっかり取り組む必要があるのかなと、認識しています。

○議長 再質疑はありませんか。

○東芝議員 議長、12番。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 広域連合の仕組みというのはまだ歴史が浅いですから、全国の広域連合という地方自治体の中でも取組は始まっていないと思うんですが、今後、令和36年度まで被保険者が増えるということを考えると、この均等割についての考え方を、国に対しても意見を求めながら、広域連合としてもどうすべきかという議論を始めるべきだと思うんですが、その角度からの検討をする意思があるかどうかご答弁ください。

○議長 当局より答弁を願います。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、平木哲朗君。

○連合長 これについては国の動向もしっかり見ながら、また、国民健康保険においても均等割というのは存在をしています。国民健康保険を卒業したら後期高齢者に来るという流れですので、その辺は全体の流れをこれからよく見ないといけないのかなと。後期だけでなくして国保だけ残すということもおかしいのではないかなというふうに認識しておりますので、今後、国会等の審議や動向を見ながらこれから考えていけばいいのかなというふうに思います。

○議長 以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第7号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第12、議案第8号「和歌山県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。12番、東芝弘明君。

〔東芝弘明君 登壇〕

○東芝議員 1点だけお尋ねします。ページは43ページから44ページですが、このところに保健事業の推進とか健康診査、生活習慣病の重症化予防、フレイル対策、多様な健康課題を踏まえた保健事業とあります。令和4年度から令和8年度まで、ここに書かれている事業を具体的にどう展開しようとしているのか、お示しをいただきたいというふうに思います。

○議長 当局より答弁を願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、青山泰尚君。

〔事務局長 青山泰尚君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員の議案第8号「和歌山県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について」の質疑にお答えします。保健事業の推進、健康診査、生活習慣病の重症化予防、フレイル対策、多様な健康課題を踏まえた保健事業、令和4年度から令和8年度まで具体的にはどういう事業展開を考えているのかについてです。医科・歯科健康診査受診率の向上と高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、令和6年度までに全市町村での開始を目指し、市町村の課題に沿った事業を一体化の中で展開し、年数を重ねるごとに地域の拡充や内容の充実を図り、市町村と協力の下、実施していこうと考えております。以上でございます。

○議長 再質疑はありませんか。

○東芝議員 ないです。

○議長 以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。12番、東芝弘明君。

○東芝議員 議案第8号、後期高齢者医療広域連合第4次広域計画に対する反対討論を行います。2008年から実施された後期高齢者医療制度は、75歳という年齢で国民を切り分け、高齢者に負担を強いるものであり、この制度実施によって全国の地方自治体に広がっていた老人医療費の無料化制度は破壊されてしまいました。導入の際、国は75歳以上の高齢者

に医療費の負担の痛みを実感してもらおうと主張しました。世代を切り分け分断し、最近、国保は3割負担だから後期高齢者は1割負担なので不均衡があると言い始め、本年10月からは一定以上の所得の人に2割負担導入を実施します。今後、この2割負担は被保険者全体に広げられる懸念があります。こういう制度として運営されてきている医療制度を続けていくことを前提にした第4次広域計画には賛成できません。これが反対する最大の理由です。同時に、日本共産党は、この制度が続く限り、被保険者の命と暮らし、権利を守るために、この制度の中で改善も求めていきます。根本的に廃止を求める立場と改善を求める立場の両方を追及するというのが、日本共産党が取っている態度です。制度内の問題でいえば、僅か17人の職員による広域連合が唯一の保険者で、市町村には保険者としての権限がないという現行の仕組みには大きな欠陥があります。これでは、被保険者のために保健事業と介護予防の一体的な実施を行おうとしても事業は委託という形態にしかならず、実施するかどうかは各地方自治体の状況に左右されてしまいます。私は、集団健診への補助制度をつくることを一般質問で提案し、実現への道を切り開けました。しかし、集団健診の実施が必要であっても、この制度の実施が大きく広がっていません。ここにも同じ問題が横たわっています。広域計画が抽象的な文言に終始している原因もここにあります。事業実施の問題点がどこにあり、何を改善すれば前進できるのかを鮮明にさせていただき、各市町村でどのような改善が求められるのか、問題の提示も行うよう求めて、反対討論を終わります。

○議長 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第8号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第13、議案第9号「令和4年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

○議長 これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第9号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

最後に、日程第14、議案第10号「令和4年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。12番、東芝弘明君。

〔東芝弘明君 登壇〕

○東芝議員 3点お尋ねします。参考資料というのが配られているんですけども、参考資料の13ページをご覧いただきたいと思います。医療費が2割負担となる被保険者数、2割負担の増加を3,000円に抑える3年間の措置について事務の流れを説明いただきたいというのが1点目。

2つ目が、14ページになるんですが、医科健診事業で健診を充実させる理由について健診項目に沿ってご説明をいただきたいと思います。

それと、同じく参考資料の18ページに保健と介護の一体事業の増について予算として示されているんですが、この内容についてご説明ください。以上です。

○議長 当局より答弁を願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、青山泰尚君。

〔事務局長 青山泰尚君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員の議案第10号「令和4年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」について、3項目の質疑にお答えします。まず1点目、医療費が2割負担となる被保険者数、2割負担の増加額を3,000円に抑える3年間の措置について事務の流れを説明いただきたいについてです。医療費が2割となる被保険者数は約2万人を想定しております。3年間の配慮に関しましては、2割負担に伴い一旦窓口負担していただいた増加分については、高額療養費の仕組みを通じて給付することとなっております。

次に2点目、医科健診事業で健診を充実させる理由を健診項目に沿って説明していただきたいについてです。令和3年度までは標準的な健診・保健指導プログラムに基づいた健診項目を実施していました。令和2年度からは詳細健診であった腎機能検査の血清クレアチニンを全員に実施し、令和4年度からは、より高齢者の特徴に沿ったものとして高齢者の保健事業を行う上で追加したほうがよい項目について、県医師会、健診担当理事とも相談し、低栄養等を念頭に血清アルブミンを追加、貧血項目の全員実施、痛風検査として尿酸を追加しています。また、必要性と予算面の両方から検討し、健診費用として項目を追加しても費用が増加しない白血球、血小板、尿潜血については診断に役立てるため追加しています。

次に3点目、保健と介護一体化事業の増について説明していただきたいについてです。実施予定団体は11団体、25か所の日常生活圏域で、前年度より5団体、7か所の日常生活圏域の増です。令和3年度に市町村に対する実施意向調査及び各市町村との推進協議を行い、事業実施の推進に努めたため増となっております。以上でございます。

○議長 再質疑はありませんか。

○東芝議員 ないです。

○議長 以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。12番、東芝弘明君。

○東芝議員 「令和4年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」について反対討論を行います。75歳という年齢で切り分け、負担を求める医療制度というのは日本以外には存在しません。国はこの制度を、75歳以上の高齢者に医療費の負担の痛みを実感してもらう制度として導入しました。この狙いのおり、制度が進むにつれて保険料負担が増え、特例軽減が廃止され、医療費の一部負担の引上げが実施されてきました。今年度は10月から一定の所得の被保険者に2割負担が導入されます。世代間で分断を図り、国保との関係で負担に不公平感があるなどという負担増を繰り返しているこの制度は、廃止されなければならない宿命を背負っているのではないのでしょうか。戦後日本は、日本国憲法の下で、社会保障の充実によって老後が安心できる国を目指していました。1980年代半ばまで、国の方針は被保険者本人の医療費負担ゼロを目指していました。国民健康保険でさえこれを目標にしていました。しかし、社会保険や共済保険の本人1割負担が実施され、それが2割、3割と負担が増えて、社会保障による負担増で国民の生活が苦しくなるという方向にかじが切られました。全世代型社会保障制度というのは、全世代に負担を押しつけるというものであり、分断された諸制度の均衡を図るとい名の下で負担増が繰り返されています。今回は、コロナ禍の中で受診控えが発生し、医療費が伸びなかった実績を踏まえて保険料の減額が実現しました。保険料が減額されたことは改善なのでよかったですと思います。しかし、保険料も含め、医療費の一部負担などで負担を増やそうとしているのは間違いありません。世代間の均衡を図るといながら後期高齢者の負担を増やせば、後期高齢者の所得が低いので結局は家族など現役世代の負担が増えるだけの話です。私は、会計年度任用職員も含め事務当局の職員は、この制度を少しでもよくしたいという気持ちを持って事務を行っていることに尊敬の念を持っています。広域連合は全体をつかさどる唯一の保険者なので、率直に問題点を指摘して改善を図る責任ある位置にあると思います。この点でより一層鮮明な指摘を行い、保健事業の改善を図るなど努力されることを求めて、反対討論を終わります。

○議長 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第10号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

お諮りします。ただいま本会議において議決された各案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第38条の規定により、その整理を議

長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長　ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上で、本定例会の日程は全て終了しました。本定例会に提出されました諸議案について、議員各位の終始真剣なご審議により、全て議了し、無事閉会の運びになりました。議員各位に衷心より敬意を表するとともに、ご協力に深く感謝申し上げます。寒さ厳しい折、議員並びに当局の皆様におかれましては、ご自愛いただきますとともに、今後とも広域連合発展のためご精進くださらんことをお願い申し上げます。簡単措辞ではございますが、御礼のご挨拶といたします。

広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。広域連合長、平木哲朗君。

〔広域連合長 平木哲朗君 登壇〕

○連合長　閉会に当たり、お許しをいただきご挨拶申し上げます。議員の皆様におかれましては、熱心かつ慎重なご審議の上、提出諸議案についていずれもご賛同いただき、厚くお礼を申し上げます。今後とも、後期高齢者医療制度の保険者として、構成市町村と一層の連携を深め、保険者機能の充実、安定した医療の給付に努めていく所存でありますので、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。結びに、議員の皆様には、まだまだ寒さ厳しい折、健康に十分留意され、ますますご活躍されることをご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長　これにて、令和4年2月15日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。ご協力、誠にありがとうございました。大変お疲れさまでございました。

午後3時12分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 松 本 隆 史

署 名 議 員 堀 口 晴 生

署 名 議 員 長 脊 守

